

議案第 37 号

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例
の制定について

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例を次のよう
に定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」とい
う。）第 115 条の 46 第 5 項に規定する地域包括支援センターの人員等に関
する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成
11 年厚生省令第 36 号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項に掲げる職員が協働して包括的
支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれてい
る環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は
福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各
被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むこ
とができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）第12条に規定する市川市介護保険地域運営委員会（次条第2項において「委員会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

（職員に係る基準及び職員の員数）

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）における介護保険法の改正により、地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。